

令和元年7月18日

建設・技術課 入札・契約担当

担当者 池尻、堀田

内線 2746 直通 0952-25-7102

E-mail: kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp

## 佐賀県建設工事等入札参加資格者の指名停止を行います

「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、要領という。）及び「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準」（以下、基準という。）により、佐賀県指名停止委員会において審議し、下記のとおり指名停止を行います。

### 記

#### 1 指名停止対象業者、登録業種及び指名停止期間

対象業者：ニチレキ 株式会社 代表取締役 小幡 学  
（東京都千代田区九段北4-3-29）

登録業種：土木コンサル（道路） - 登録

※「登録」とは、等級の区分を設けていない建設工事等の種類における入札参加資格を指す。

期 間：令和元年7月19日 ～ 令和2年2月1日（6.5か月）

#### 2 指名停止の理由

同社が、舗装用改質アスファルトの販売価格に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、独占禁止法という。）第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年6月20日、公正取引委員会より同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けたため。

#### 3 指名停止期間の根拠

独占禁止法に違反する行為を行っていたことは、要領別表第2（その2）第2号（独占禁止法違反行為）に該当し、（短期）12か月以上から（長期）36か月以内の範囲内で措置する。

また、平成24年3月23日から平成27年9月27日までの間の違反行為が認められることは、基準第2条第2項第3号（違反行為が2年以上続いていたと

き)に該当するため、12か月に1か月加算した13か月となる。

しかし、当該企業は課徴金減免制度が適用されており、要領第5条第2項に該当するため、指名停止期間については6.5か月とする。

なお、期間の端数の取扱いについては、要領第5条の2による。

#### 4 平成30年度、令和元年度受注実績

平成30年度 2件(14,866千円)

令和元年度 なし